

別表2-1 (令和5年5月7日まで)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・ 宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり13,100円/日 ・ 食費 1食当たり1,500円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり4,500円 (飲料代及び配送費は除く) ・ 消毒経費 知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費 消毒に係る経費 賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・ 初度設備費 1床当たり 133,000円 ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 ※ネーザルハイフローに係る機器を含む ・ 個人防護具(令和5年9月30日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による) 医療従事者1人一日当たり 3,600円 ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり21,000,000円 ・ 簡易病室(注1)及び付帯する備品 実費相当額 ※原則として令和5年度に新たに神奈川モデルに認定された医療機関の整備及び令和4年度以前に神奈川モデルに認定された医療機関の病床の増床に伴う整備に限る。(個人防護具を除く) (注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設当たり 905,000円</li> <li>・HEPAフィルター付パーテーション 1 台当たり 205,000円</li> <li>・个人防护具(令和5年9月30日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による) 医療従事者1人一日当たり 3,600円</li> <li>・簡易ベッド 1台当たり 51,400円</li> <li>・簡易診療室(注1)及び付帯する備品 実費相当額</li> </ul> <p>※原則として令和5年度に新たに事業を開始するものあるいは事業規模の拡大に伴う整備に限る（个人防护具を除く） (注1) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>	<p>使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(5) 感染症検査機関等設備整備事業 (令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【整備対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代シーケンサー</li> <li>・リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）</li> <li>・等温遺伝子増幅装置</li> <li>・全自動化学発光酵素免疫測定装置</li> </ul> <p>※原則として令和5年度に新たに事業を開始するものあるいは同年度の事業規模の拡大に伴う整備に限るものとする</p>	<p>使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(6) 感染症対策専門家派遣等事業 (令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)</p>	<p>知事が必要と認めた額</p>	<p>賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業 (令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり7,550円</li> <li>・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円</li> </ul> <p>※対象経費に、県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業に医師等を派遣する場合の旅費・宿泊費等を含める</p> <p>(重点医療機関に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり15,100円</li> <li>・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり8,280円</li> </ul> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】  (医療チーム派遣経費)  ・医師 1人1時間当たり7,550円  ・医師以外の医療従事者  1人1時間当たり2,760円  ・業務調整員  1人1時間当たり1,560円</p> <p>(臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーション、新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣する場合)  ・医師 1人1時間当たり15,100円  ・医師以外の医療従事者  1人1時間当たり 5,520円  ・臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーション、高齢者施設に看護職員を派遣する場合(※)  1人1時間当たり 8,280円  (※) 令和5年5月7日までの派遣に限った特例とする。  ・業務調整員  1人1時間当たり 3,120円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(重点医療機関に派遣する場合)  ・医師 1人1時間当たり15,100円  ・医師以外の医療従事者  1人1時間当たり 8,280円  ・業務調整員  1人1時間当たり 3,120円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(医療チーム活動費)  実費相当額  ※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業 (令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり7,550円</li> <li>・薬剤師 1人1時間当たり2,760円</li> </ul> <p>(重点医療機関に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり15,100円</li> <li>・薬剤師 1人1時間当たり8,280円</li> </ul> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・薬剤師の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金</p>
<p>(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 購入額の1/2(事業者負担が1/2)</li> </ul> <p>※購入額の上限は1台当たり905,000円</p> <p>※1施設当たりの上限は2台(但し薬局については1台)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒費用等 総事業費の1/2(事業者負担が1/2)</li> </ul> <p>※総事業費の上限は1施設当たり600,000円</p>	<p>需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業 (令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1施設当たり1,083,000円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り429,000円を加算する。</li> </ul>	<p>備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業 (令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円</li> <li>・血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円</li> <li>・気管支鏡 1台当たり 5,500,000円</li> <li>・CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 1台当たり 66,000,000円</li> <li>・生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円</li> <li>・分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円</li> <li>・新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円</li> </ul>	<p>使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初度設備費 1床当たり133,000円</li> <li>・个人防护具(令和5年9月30日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による)</li> <li>・医療従事者1人一日当たり3,600円</li> <li>・簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円</li> <li>・簡易ベッド 1台当たり51,400円</li> <li>・簡易診療室<sup>(注2)</sup>及び付帯する備品 実費相当額</li> <li>・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)</li> <li>1施設当たり905,000円</li> <li>・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円</li> <li>・消毒経費 実費相当額</li> <li>・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円</li> <li>・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円</li> </ul> <p>※原則として令和5年度の新たに事業を開始するものあるいは同年度の事業規模の拡大に伴う整備に限る(个人防护具を除く)</p>	<p>需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業(宿泊療養施設は令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象)</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院医療機関 1施設当たり10,000,000円</li> <li>・宿泊療養施設 1施設当たり2,000,000円</li> </ul>	<p>備品購入費、補助及び交付金</p>